

# 鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会規約

## 第1条 名称

本会は、鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会（以下「推進協議会」という）と称する。

## 第2条 目的

この推進協議会は、鬼怒川上流の五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムを活かした水源地域の活性化を図るために策定された「鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン」（以下「水源地域ビジョン」という）を実行していくため、水源地域の地域住民、自治体、関係団体、ダム管理者等が連絡・調整を図りながら個々の取り組みを進めつつ、必要に応じて水源地域ビジョンの見直しを行うことを目的に設置する。

## 第3条 協議事項

推進協議会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について協議するものとする。

- (1) 水源地域ビジョンのアクションプランを実現化するための関係機関等との協議
- (2) 水源地域ビジョンの見直し
- (3) ダム空間（ダム本体、ダム湖等のダム管理者が管理する河川区域内）の利用ルールおよび利用に関する管理運営方法に対する協議
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

## 第4条 組織

推進協議会は、鬼怒川上流ダム群の水源地域に係る関係機関、関係団体及び、地元関係者の代表者（以下「委員」という）をもって組織する。（別表1）

2. 組織の改編等により委員の組織及び職名等が変更になった場合は、組織及び職名等を新たな組織及び職名に読み替え、その職に就いた者が推進協議会の委員を継承するものとする。

3. 目的を達成するために推進協議会には、必要に応じてオブザーバーの参加を認めるものとする。

## 第5条 役員の構成

推進協議会には、次の役員を置くものとする。

- 会長 1名  
副会長 1名

## 第6条 役員の選任

会長および副会長は、委員の互選により選出する。

## 第7条 役員の職務

会長は、推進協議会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## 第8条 ダム部会

五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムの各ダムにおいて、第3条の協議事項を具体化するために推進協議会の下部組織として「五十里ダム部会、川俣ダム部会、川治ダム部会、湯西川ダム部会」（以下「各ダム部会」という）を設置する。

2. 各ダム部会は、各ダムの水源地域に係る地元関係者、関係団体、関係機関の代表者（以下「ダム部会委員」という）をもって組織する。（別表2）
3. 組織の改編等によりダム部会委員の組織及び職名等が変更になった場合は、組織及び職名等を新たな組織及び職名に読み替え、その職に就いた者が各ダム部会委員を継承するものとする。
4. 目的を達成するために各ダム部会には、必要に応じてオブザーバーの参加を認めるものとする。
5. 各ダム部会の会長は推進協議会の副会長が兼務する。
6. 各ダム部会の運営その他必要な事項については各ダム部会で定めるものとする。

## 第9条 幹事会

推進協議会及び各ダム部会における第3条の協議事項について、事前に確認するために幹事会を置く。

2. 幹事会は、第10条に示す事務局メンバーから構成する。（別表3）
3. 幹事会の運営は、推進協議会の会長が定める代表幹事が主宰する。
4. 目的を達成するために幹事会には、必要に応じてダム空間の利活用を実施するオブザーバー等の参加を認めるものとする。
4. 組織の改編等により幹事の組織及び職名等が変更になった場合は、組織及び職名等を新たな組織及び職名に読み替え、その職に就いた者が幹事を継承するものとする。
5. 幹事会の運営その他必要な事項については幹事会で定めるものとする。

## 第10条 事務局

推進協議会の運営に関する事務を行うため、鬼怒川ダム統合管理事務所調査課内に事務局を置く。

### 第11条 推進協議会の会議開催

推進協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し会長が議長を務める。

2. 会議は、原則として年1回これを開催するものとし、第3条に定める事項について協議を行うものとする。なお、第3条に定める事項について、幹事会において推進協議会で決議する事項が無いと判断した場合は、水源地域ビジョンの進捗状況および各ダム部会での検討事項を書面にて各委員に送付し推進協議会の開催を省略することができる。なお、委員から協議の必要性が求められた場合は推進協議会を開催する。

3. 会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

### 第12条 会議の運営等

会議は、推進協議会を構成する者の過半数の出席が無ければ開催することができない。

2. 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ事務局に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3. 委員は、都合により会議を欠席する場合、会長あてに委任状を提出することができることとし、あらかじめ事務局に委任状を提出することにより、当該委員の出席とみなす。

4. 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5. 推進協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして幹事会において非公開とすることが適当であると認められる場合についてはこの限りでない。

### 第13条 雑則

この規約に定めるものの他、推進協議会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

### 第14条 付則

この規約は、令和元年12月19日より施行する。

別表 1

## 鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会 委員

組織・所属各称		
1	学識経験者	宇都宮大学 名誉教授
2	湯西川ダム 関係	財産区議会 日光市西川財産区議会 議長 日光市湯西川財産区議会 議長
3		
4		自治会 西川自治会 会長 湯西川下地区自治会 会長 湯西川温泉湯平自治会 会長 湯西川温泉今石自治会 会長 湯西川上自治会 会長
5		
6		
7		
8		
9		川治ダム 関係
10	自治会 大王自治会 会長 戸中自治会 会長 野尻自治会 会長 川治自治会 会長 高原自治会 会長 小網自治会 会長	
11		
12		
13		
14		
15		
16	地元代表者 川治振興青年会 会長 川治地区活性化協議会 会長	
17		
18	五十里ダム 関係	
19		
20		
21		
22		
23		
24	川俣ダム 関係	自治会 川俣自治会 会長 川俣温泉自治会 会長
25		
26	観光協会	(一社) 日光市観光協会 湯西川・川俣・奥鬼怒支部 支部長
27		(一社) 日光市観光協会 鬼怒川・川治支部 支部長
28	漁業協同組合	湯西川漁業協同組合 組合長
29		栗山漁業協同組合 組合長
30		おじか・きぬ漁業協同組合 組合長
31		川俣湖漁業協同組合 組合長
32	旅館組合	湯西川温泉旅館組合 理事長
33		川治温泉旅館組合 組合長
34		鬼怒川・川治温泉旅館協同組合 理事長
35		奥鬼怒・川俣温泉旅館組合 組合長
36	行政関係	栃木県 栃木県県土整備部砂防水資源課 課長 栃木県日光土木事務所 所長
37		
38		日光市 日光市 市長
39		ダム管理者 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 所長

別表2 (2-1)

## 鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・五十里ダム部会 委員

組織・所属各称		
1	地元関係者	横川自治会 会長
2		上三依自治会 会長
3		中三依自治会 会長
4		芹沢自治会 会長
5		独鈷沢自治会 会長
6		五十里自治会 会長
7		川治自治会 会長
8		高原自治会 会長
9		小網自治会 会長
10		西川自治会 会長
11		日光市西川財産区議会 議長
12		川治地区ダム対策委員会 委員長
13	関係団体	川治振興青年会 会長
14		川治地区活性化協議会 会長
15		(一社)日光市観光協会 鬼怒川・川治支部 支部長
16		川治温泉旅館組合 組合長
17		鬼怒川・川治温泉旅館協同組合 理事長
18		おじか・きぬ漁業協同組合 組合長
19		湯西川漁業協同組合 組合長
20	関係機関	今市警察署 署長
21		日光市消防本部藤原消防署 署長
22		栃木県水産試験場 場長
23		日光市地域振興部 部長
24		日光市藤原行政センター 所長
25		日光市栗山行政センター 所長
26		日光市観光経済部 部長
27		栃木県県土整備部砂防水資源課 課長
28		栃木県日光土木事務所 所長
29		環境省日光国立公園管理事務所 所長
30	国土交通省関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 所長	

別表 2 (2-2)

## 鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・川俣ダム部会 委員

組織・所属各称		
1	地元関係者	川俣自治会 会長
2		川俣温泉自治会 会長
3	関係団体	(一社)日光市観光協会 湯西川・川俣・奥鬼怒支部 支部長
4		奥鬼怒・川俣温泉旅館組合 組合長
5		川俣湖漁業協同組合 組合長
6	関係機関	今市警察署 署長
7		日光市消防本部藤原消防署 署長
8		栃木県水産試験場 場長
9		日光市地域振興部 部長
10		日光市栗山行政センター 所長
11		日光市観光経済部 部長
12		栃木県県土整備部砂防水資源課 課長
13		栃木県日光土木事務所 所長
14		環境省日光国立公園管理事務所 所長
15		国土交通省関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 所長

別表 2 (2-3)

## 鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・川治ダム部会 委員

組織・所属各称		
1	地元関係者	大王自治会 会長
2		戸中自治会 会長
3		野尻自治会 会長
4		川治自治会 会長
5		高原自治会 会長
6		小網自治会 会長
7		川治地区ダム対策委員会 委員長
8	関係団体	川治振興青年会 会長
9		川治地区活性化協議会 会長
10		(一社)日光市観光協会 湯西川・川俣・奥鬼怒支部 支部長
11		(一社)日光市観光協会 鬼怒川・川治支部 支部長
12		川治温泉旅館組合 組合長
13		鬼怒川・川治温泉旅館協同組合 理事長
14		栗山漁業協同組合 組合長
15	関係機関	今市警察署 署長
16		日光市消防本部藤原消防署 署長
17		栃木県水産試験場 場長
18		日光市地域振興部 部長
19		日光市藤原行政センター 所長
20		日光市栗山行政センター 所長
21		日光市観光経済部 部長
22		栃木県県土整備部砂防水資源課 課長
23		栃木県日光土木事務所 所長
24		環境省日光国立公園管理事務所 所長
25		国土交通省関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 所長

別表2 (2-4)

## 鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・湯西川ダム部会 委員

組織・所属各称		
1	地元関係者	日光市西川財産区議会 議長
2		日光市湯西川財産区議会 議長
3		西川自治会 会長
4		湯西川下地区自治会 会長
5		湯西川温泉湯平自治会 会長
6		湯西川温泉今石自治会 会長
7		湯西川上自治会 会長
8	関係団体	(一社)日光市観光協会 湯西川・川俣・奥鬼怒支部 支部長
9		湯西川温泉旅館組合 理事長
10		湯西川漁業協同組合 組合長
11		湯西川商店会 会長
12		(株)湯の郷湯西川観光センター 代表取締役社長
13	(株)湯西川水の郷 代表取締役社長	
14	関係機関	今市警察署 署長
15		日光市消防本部藤原消防署 署長
16		栃木県水産試験場 場長
17		日光市地域振興部 部長
18		日光市栗山行政センター 所長
19		日光市観光経済部 部長
20		栃木県県土整備部砂防水資源課 課長
21		栃木県日光土木事務所 所長
22		環境省日光国立公園管理事務所 所長
23		国土交通省関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 所長



別表 3

鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・幹事会

		所属	
1	日光市	地域振興部	地域振興部 部長
2			地域振興課 課長
3			地域振興課 地域振興係長
4			藤原行政センター 所長
5			栗山行政センター 所長
6		観光経済部	観光経済部 部長
7			観光課 課長
8			観光課 観光振興係長
9			藤原観光課 課長
10			栗山観光課 課長
11	栃木県	県土整備部	砂防水資源課 課長補佐
12		日光土木事務所	企画調査課 課長
13	国土交通省関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所		副所長
14			調査課 課長
15			調査課 専門官